

医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案

【医療法等の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行では、営利目的での病院等・介護老人保健施設・介護医療院の開設はできず、また、社会福祉法人以外の民間の者は養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを設置することができないこととされていることから、株式会社の参入ができない。

→ 会社等が病院の開設等を行うことができるようにする必要がある。

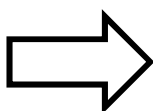
会社等による病院・診療所・助産所・介護老人保健施設・介護医療院の開設及び養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置に関する法律上の障壁規定を削除する。(医療法・老人福祉法・介護保険法の改正)

現 行

改正後

【病院等・介護老人保健施設・介護医療院】

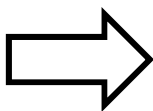
営利目的で開設しようとする者に対して、許可をしないことができる。



規定を削除

【養護老人ホーム・特別養護老人ホーム】

民間においては、社会福祉法人以外の者は設置することができない。



民間においては、社会福祉法人以外の者も、都道府県知事の認可を受けて設置することができる。

※施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日